

豊情個審答申第49号  
平成30年(2018年)9月12日

豊中市長  
長内 繁樹様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求に係る取扱い  
について（答申）

平成29年12月13日付け諮問第43号により諮問を受けた豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「道路管理において水道の引込の道路占用許可申請を豊中市水道局名から給水申込者に変更した資料一切」に係る行政文書不存在による不開示決定は、妥当である。

## 第二 審査請求の経過

### 1 開示請求

審査請求人は、平成29年10月17日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「道路管理において水道の引込の道路占用許可申請を豊中市水道局名から給水申込者に変更した資料一切」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、同年10月31日、本件開示請求に対し、「確認したが、開示請求に係る行政文書を保有していないため。」との理由を付して行政文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、同年11月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 審査会への諮問

審査庁は、同年12月13日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

## 第三 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、本件開示請求に係る行政文書の開示することを求める。

## 第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び再反論書並びに提出資料の記載内容並びに口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 道路占用許可の申請者を水道局から給水申込者に変更することは重大な責任の変更であり、また、他の法律に違反していると思われる。その際の文書及び資料は当然存在しなければならない。
- 2 現在、給水申込者による道路占用許可申請という行政手続を道路管理者は行わせて

いるのに、そのように変更した際の資料について不存在であることは違法である。

- 3 水道引込みに係る工事の責任は道路占用の申請者が負うと占有許可書に書いてあるとおり、上下水道局ではなく給水申込者を占有申請者とする現行の手続では、給水申込者である市民に重い責任がかかる。
- 4 上下水道局は、当時の水道事業管理者から土木部長に宛てた「平成9年5月22日付け給水装置工事施行者の規制緩和に伴う道路申請業務内容の変更について（お願い）」を審査請求人に対し開示している。
- 5 道路占有申請の際の図面を業者が作成していると聞いたが、行政書士法（昭和26年法律第4号）違反ではないか。
- 6 実施機関は、水道法（昭和32年法律第177号）の改正により規制が緩和されたので、給水申込者による申請に変更した旨主張するが、水道法の改正と申請者の変更は関係ない。
- 7 以前のように上下水道局申請に戻した方がよい。他の自治体では水道局による申請を実施しており、これは豊中市においても可能なはずである。そもそも、道路の占有更新手続が現在できていないのは、水道局から給水申込者に占有申請者を変更したからである。

#### 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書及び意見書並びに提出資料の記載内容並びに口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 平成10年度から水道引込管に係る道路占有の手続について、水道事業管理者が申請する運用から、給水申込者が申請する運用に変更した。
- 2 運用の変更は、水道法の改正による規制緩和に伴う水道局からの依頼に基づき行ったと聞いている。
- 3 道路法（昭和27年法律第180号）の規定では、道路占有について誰が申請しなくてはならないかは定められてない。
- 4 平成9年度当時から20年以上経過した現時点において廃棄されず保存されている行政文書としては、保存年限区分が永久である行政文書が観念できるが、上下水道局が審査請求人に開示した「平成9年5月22日付け給水装置工事施行者の規制緩和に伴う道路申請業務内容の変更について（お願い）」等を当時実施機関が保有していた場合の保存年限区分は、執務規程（昭和34年豊中市訓令第1号）及び文書分類表を確認する限りでは、5年保存が適当であり、永久保存には当たらない。
- 5 簿冊を管理している文書管理システムや行政文書を保管している書庫を実際に確認したが、本件開示請求に係る行政文書の存在は確認できなかった。
- 6 運用の変更後においても、上下水道局が水道引込管の設計内容を審査し、その内容と道路占有許可申請書類及び施工状況が適合しているか確認を行っている。また、水道引

込管に異常があると認めるときは、豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号）に基づき、修繕その他必要な処置を上下水道局が行っており、当該運用の変更は、申請者を水道事業管理者から給水申込者に変えただけであって重大な変更ではない。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例において開示請求の対象となる行政文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、実施機関が保有していないものについては、開示することはできない。ただし、情報公開制度の適正な運用のためには、行政文書が適切に作成及び保存されなければならないことはいうまでもない。

### 2 本件審査請求について

審査請求人は、本件処分について、道路占用許可の申請をさせる者を豊中市水道事業管理者から給水申込者に運用上変更することは、重大な責任の変更であり、また他の法律にも違反していると考えているので、当該重要な変更に係る資料は当然存在しなければならない旨主張し、審査請求を行ったものである。

これに対して実施機関は、運用の変更後においても、上下水道局が水道引込管の設計内容を審査し、その内容と道路占用許可申請書類及び施工状況が適合しているかの確認を行っており、また、水道引込管に異常があると認めるときは、豊中市水道事業給水条例に基づき修繕その他必要な処置を行っており、当該運用の変更は申請者を水道事業管理者から給水申込者に変えただけであって、重大な変更ではない旨主張している。

そのうえで、平成9年度当時から20年以上経過した現時点において廃棄されず保存されている行政文書としては、保存年限区分が永久である行政文書が観念できるが、本件開示請求に係る行政文書を平成9年度当時保有していた場合であっても、当該行政文書の保存年限区分は当時の規程に照らすと5年保存が適当であり、また実際に文書管理システムや書庫の調査を行ったが当該行政文書を確認することができなかったため実施機関は不存在としたとしている。

このような場合、当該行政文書が存在するのに実施機関が敢えてこれが存在しないとしていることを疑わせる特段の事情のない限り、当該行政文書については、実施機関は保有していないものと判断するのが相当であり、実施機関の説明からは、当該行政文書が存在すると疑わせる特段の事情はなく、また、本件開示請求に係る行政文書を平成9年度当時保有していたと仮定した場合であっても、当該行政文書の保管年限区分は

永久保存ではなく5年であるとする実施機関の主張には、提出された平成9年度当時の文書分類表及び平成9年度永久文書簿冊一覧を確認する限りでは不自然、不合理な点は認められず、当該行政文書が不存在であるとする実施機関の説明は是認できる。

なお、審査請求人は、上記の主張のほか、道路占用申請用の図面の業者による作成が行政書士法違反に当たる旨、水道法の改正と申請者の変更には因果関係がない旨、水道給水管に係る道路の占用更新手続が現在できていない旨、給水申込者による申請から上下水道局による申請に戻すべきである旨等を主張しているが、これらはいずれも水道引込管に係る道路占用の事務手続に対する主張であって、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成30年（2018年）9月12日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 塩 野 隆 史